

文部科学省の家庭教育支援政策について —「家庭教育支援チーム」をめぐる—

友野 清文 (現代教育研究所所員 総合教育センター)

はじめに 課題と先行研究

児童虐待や子どもの貧困・経済格差など、家庭での教育問題が繰り返し指摘されている。それに対して「家庭教育支援政策」が様々なレベルと内容で提言され、実施されてきた。筆者はこれまでこれらの動きについての動向を検討してきたが、そこで明らかになったのは、「家庭教育支援」を標榜していても、その内容が大きくことなる二つの流れがあることであった。

一つは、2013年の熊本県を皮切りに現在14の自治体で制定されている家庭教育支援条例や、国レベルでの家庭教育支援法を推進する動きである。これは、「親学」などの民間運動や日本会議などの保守的な組織と関わりを持っている。もう一つは文部科学省が1990年代以降に取り組んできた政策である。文部科学省は、基本的に男女共同参画や家庭の自主性を尊重しつつ、支援の具体策を展開してきた。この二つの流れはともに政府や自治体の政策ではあるが、その考え方や方法は明らかに異なるものであって、「家庭教育支援政策」を議論する際に、両者の区別をしておかなければならないと考える。

ただ実際には「家庭教育支援」を批判的に見る立場からは、主に前者の条例や法案への批判が中心である¹。他方で文部科学省の家庭教育支援政策については、これまでほとんど取り上げられてこなかった。本稿では文部科学省の施策について、とりわけ最近の家庭教育支援政策の中心的課題として推進している「家庭教育支援チーム」を中心として検討する。

文部科学省の家庭教育政策についての研究としては、益川優子・益川浩一「文部科学省による子育て支援・家庭教育支援政策の動向」(『岐阜大学総合情報メディアセンター生涯学習システム開発研究』第13巻第1号2014年)などがあるが、必ずしもその数は多くはない。また本稿で取り上げる「家庭教育支援チーム」については、管見の限りでは行政の実践報告が2本(鹿児島県いちき串本市教育委員会と橋本市家庭教育支援チーム・ヘスティア)と関係論文1本が確認できたのみである²。

1 文部省・文部科学省の家庭教育政策の流れ

家庭教育の問題が教育行政の課題としてクローズアップされたのは臨時教育審議会(1984年～1987年)においてである³。

2006年12月に教育基本法が改定され、第10条(家庭教育)において、教育についての親の「第一義的責任」が規定されると同時に、国と自治体が「保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策」を行う努力義務が明示された。

この具体化について、ここでは教育振興基本計画での記述を基に検討する⁴。教育振興基本計画は、政府が策定し閣議決定されるものではあるが、その内容は中央教育審議会の答申を踏まえているため、事実上、文部科学省主導で作成されると考えてよい。

まず第一期教育振興基本計画（2008年）では、改定教育基本法を受ける形で、家庭教育について以下のような施策が提言された。

第3章（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

② 家庭の教育力の向上を図る

改正教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されている。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要がある。あわせて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、関係府省の連携はもとより、社会全体で家庭教育を支援する必要がある。

【施策】

◇ 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門の人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、地域の子育て経験者、民生委員や、保健師などの専門家が連携し、チームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す⁵。

後述のように、これと同じ2008年に文部科学省は「家庭教育支援チーム」を発足させるが、ここでは具体的には述べられておらず、全体として「総論」に留まっている。

続く第二期（2013年）では、かなり具体的な方策が提示されている。

22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20（絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進）に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地

域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

- ・また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する⁶。

なおここでは「家庭の教育力」という表現は用いられていない。また「豊かなつながり」や「コミュニティの形成」「コミュニティの協働」という言葉が見られる。第二期教育振興基本計画の内容を議論した中央教育審議会への文部科学大臣からの諮問が2011年6月、答申が2013年4月である。諮問時は民主党の菅直人内閣（2010年6月8日～2011年9月2日）である。答申は第二次安倍晋三内閣（2012年12月26日～2014年12月24日）の発足の4か月後であるが、その内容は民主党政権の下で検討されたと考えられる（諮問時の文部科学大臣は高木義明、答申時は下村博文である）。民主党が基本施策（1998年）で掲げた「子育てのネットワーク」が反映されているのである。

さらに第三期（2018年）では「測定指標」などが設定されるが、「家庭教育支援員」や「訪問型家庭教育支援」といった文部科学省のこれまでの施策を中心に述べられている。

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

（測定指標）

- ・ 地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善
- ・ 地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

（参考指標）

- ・ 保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

○家庭の教育力の向上

- ・ 関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。

- ・家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに、必要となる個人情報⁸の円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する⁷。

ここでは「子育て支援と家庭教育支援の連携」や「訪問型家庭教育支援の充実」が謳われている(これらについては後述する)。

なお家庭教育支援政策は、従来は生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室が担当していたが⁸、2018年10月の組織改編によって、総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室に移行した⁹。

2 家庭教育支援チームを中心とした文部科学省の家庭教育政策

本項では改めて、家庭教育支援チームについての経緯を、文部科学省検討委員会の報告書などから整理する。

以下で取り上げる委員会とその報告書などは、名称が類似しているものもあり紛らわしいため、ここでまとめて示しておく。

- ・2011年5月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会
- 2012年3月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告
「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」
- 2013年9月 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会
- 2014年3月 「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理
- ・2015年7月 家庭教育支援手法等に関する検討委員会
- 2016年3月 文部科学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」
- ・2016年7月 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会
- 2017年1月 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告
「家庭教育支援の具体的な推進方策について」

(以上の検討委員会の担当部署はすべて、生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室)

1) 家庭教育支援チームの発足

家庭教育支援チームという考えがどのように生まれたのか、現在のところ確認できていない。ただ家庭教育支援チームを次のように紹介している新聞記事がある。この言葉が使われた最初の記事である。

「子どものしつけ、地域で支援チームが家庭訪問・講座文部科学省が来年度から」

子どもの生活習慣やしつけに悩む親たちを地域ぐるみで応援しますー。文部科学省は来年度からこんな事業を始める。忙しくて地域の子育て講座や学校の保護者会に出られないなど、「学ぶ機会」がない親に対し、「子育てサポーター」らが「家庭教育支援チーム」をつくり自宅を訪問。相談に乗ったり、職場に出前講座をしたりする。

初年度はモデル事業として全国600カ所で行うことを目標に概算要求に22億1千万円を盛り込んだ。

チームは小学校区ごとに置く。メンバーは、文科省が補助する研修を経て自治体から認定を受けた「子育てサポーター」「子育てサポーターリーダー」を中心に、民生委員、臨床心理士などを加えた5人程度で

つくる。主な対象は小学生をもつ家庭。虐待の一步手前だったり、子どもの生活習慣が乱れていたりする家庭に赴く。同省はチーム活動費の助成をする。これと並行して、「子育てサポーター」らの手助けの質を高める狙いから、有識者の検討会を設け、標準的な養成カリキュラムやテキストを開発していく。

「家庭教育」への支援に文科省が乗り出した背景には、安倍政権時代に改正教育基本法が成立、施行したことがある。一方、国が家庭に介入することになりかねないとの慎重論も識者らの間にある。文科省家庭教育支援室は「地域ごとに工夫をするのは歓迎だ」としている。

(杉原里美) (2007年10月26日朝刊朝日新聞デジタル版)

ここでは、背景として改定教育基本法の成立に触れている。家庭教育支援条例・法案や「親学」も新しい教育基本法をその根拠としており、その点では共通した問題意識があったと言える。

他方文部科学省のサイトで「家庭教育支援チーム」で検索すると2019年8月末現在で810件ヒットしたが、最も早いのは「平成二十年・年頭の所感」(文部科学大臣)であって、「各地域に「家庭教育支援チーム」を創設し、子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実など、きめ細かな家庭教育支援を推進します」と述べられている¹⁰。

以上のことから、「家庭教育支援チーム」は教育基本法改定を受けて、2007年度から構想され、2008年度から文部科学省によって進められたものであることが分かる¹¹。

「平成20年度 家庭教育支援のための事業予算額一覧」¹²では以下のように述べられている。

平成20年度 家庭教育支援のための事業予算額一覧

平成20年度予算額：1,485百万円 (平成19年度予算額：1,435百万円)

(1) 地域における家庭教育支援基盤形成事業 (新規) —すべての親へのきめ細かな支援手法の開発—

1,153百万

身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提共、相談体制の充実をはじめとするきめ細やかな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

- ・家庭教育支援チームの設置282箇所
- ・子育てサポーターリーダー養成子育
- ・親育ち講座の実施地域
- ・SNSを活用した家庭教育支援に係る調査研究5団体
- ・効果的な家庭教育支援のための体系的な学習内容についての調査研究1団体

2) 文部科学省の検討委員会とその報告の内容

I 家庭教育支援の推進に関する検討委員会

この検討委員会は2011年5月に設置された。設置要綱における「趣旨」と「実施内容」は次の通りである。

1 趣旨

都市化、核家族化等による地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、文部科学省では、これまで、子育てサポーターリーダーなど家庭教育を支援する人材の養成や、地域人材と教職員経験者、民生委員・児童委員、臨床心理士などの専門家からなる「家庭教育支援チーム」の組織化による相談対応や学習機会の提供、「早寝早起き朝ごはん国民運動」等の支援施策を展開してきたところ。今後はその成果等を活用し、地域の実情や課題等に応じて、各自治体による主体的な取組の活性化を図っていくこととしている。

一方、その促進に当たっては、児童虐待の増加など、家庭をめぐる問題の複雑化や、少子化といった喫緊の社会的課題等を踏まえる必要があり、こうした社会全体の動向を踏まえた家庭教育支援の在り方について、国として一定の整理を行い、示していく必要がある。

そのため、文部科学省に標記検討委員会を設置し、社会全体の動向や課題の整理、これまでの施策の効果検証等を行うとともに、その結果を、次期「教育振興基本計画の改訂に反映し、今後の施策の展開に役立てることとする。

2 実施内容

- (1) 家庭教育をめぐる社会全体の動向や課題の整理
- (2) これまでの家庭教育支援（「早寝早起き朝ごはん国民運動」を含む。以下同じ）施策の検証・評価
- (3) 今後の家庭教育支援の在り方に関する検討
- (4) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項¹³

2012年3月の報告「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」では、基本的見方として以下のように述べられている。

1 家庭教育をめぐる社会動向

(3) 家庭教育が困難になっている社会

家庭の教育力が低下しているという認識は、約20年前から広がってきました（「青少年と家庭に関する世論調査」（平成5年内閣府））。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示しているとはいえません。「家庭の教育力の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにもなりかねません。（中略）

いずれにせよ、人と人のつながりが弱くなった、家庭教育が困難になっている社会の中で、今、家庭では子育てをしていると、まず教育関係者をはじめとする親子にかかわる私たちが認識することが必要です。現代の子育て家庭に対して、望ましい家庭教育が行われていないと厳しい見方がされることもあります。しかし、家庭生活や社会環境の変化の影響によって、子どもの育ちが難しくなっているという面を十分理解する必要があります¹⁴。

ここでは「家庭の教育力の低下」との認識を相対化し、「親の責任だけを強調する」ことに懸念を示している。また「概要」でも「家庭の教育力の低下と認識されているが、家庭は家庭教育に努力して

いる傾向」とされており、「家庭の教育力」あるいはその「低下」という捉え方には否定的である。

その上で、基本的な方向性としては、①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる、の3点が提示され、「重要な視点」としては、①親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す②子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ③子育て支援を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり、の3点が示されている。

そして「家庭教育支援の方策」としては、1) 親の育ちを応援する学びの機会の充実2) 親子と地域のつながりをつくる取組の推進3) 支援のネットワークをつくる体制づくり4) 子どもから大人までの生活習慣づくり、の4点が示されており、家庭教育支援チームは「3) 支援のネットワークをつくる体制づくり」の一項目として挙げられている。

注目できるのは「家庭教育の支援」の項目で「教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります¹⁵⁾」と述べられている点である。これは以前の生涯学習審議会などの答申でも繰り返し確認されてきた内容であり、文部科学省の家庭教育支援の基本的立場であると考えられる。

II 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会

この委員会は2013年9月に設置された。設置要綱（2013年9月）における「趣旨」と「検討内容」は以下の通りである。

1 趣旨

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核として、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会の確保が難しい保護者への支援手法の開発を行ってきたところである。現在、家庭教育支援チームについては、多くの地域で組織化され、家庭教育支援に関する活動を行っているが、今後、家庭教育支援チームによる支援をさらに普及し、より効果的な取り組みを促進するため、今般、文部科学省に検討会を立ち上げ、現在活動している家庭教育支援チームの現状を把握・分析し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取り組みを行うための知見・ノウハウについて検討することとする。

2 検討内容

- (1) 家庭教育支援チームをめぐる社会の動向や課題の整理
- (2) 家庭教育支援チームの組織化及び活動の在り方に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項¹⁶⁾

2014年3月に『『家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会』における審議の整理』がまとめられている。

ここで家庭教育支援チームの役割として①保護者への学びの場の提供②地域の居場所づくり③訪問型家庭教育支援、という、その後定着していく三つの役割が定式化されている。その際重要な特性として「当事者性」「地域性」「専門性」が示されている。

Ⅲ 家庭教育支援手法等に関する検討委員会

この検討委員会の設置要綱（2015年6月）における「趣旨」と「検討内容」は以下の通りである。

1 趣旨

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。

このため、平成25年度に「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取組を行うための知見・ノウハウについて検討を行ったところ¹⁷。

本年度は、この議論において今後の検討課題となっていた部分のうち、訪問型家庭教育支援の手法や訪問型家庭教育支援に関わる人材の養成を中心に検討することとする。

2 検討内容

- (1) 家庭教育支援チームにおける訪問型家庭教育支援手法の在り方に関する検討
- (2) 訪問型家庭教育支援に係る人材養成に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項¹⁷

この検討委員会は、前回の検討会で積み残された「訪問型家庭教育支援」について検討することが目的とされていた。ここでの議論を踏まえて、2016年3月に文部科学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」を刊行している。その目的と内容について「ポイント」では次のように述べられている。

訪問型家庭教育支援：

この手引きでは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のこと

目的：課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが支援を届け、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくこと

役割：①家庭の孤立化を防ぎ、家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげる

②チーム員が保護者の話を聴くことによる家庭教育の悩みや不安の解消

③保護者が学びの場などの拠点につながることを支援

④不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげる

(チーム員が専門的な知識を持って保護者を教え導くというよりも、保護者と同じ目線に立って寄り添うことに意義)¹⁸

IV 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会

この検討委員会の設置要綱における「趣旨」と「検討事項」は以下の通りである。(2016年6月)

1 趣旨

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されている。

これまで文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の取組、並びに、子供から大人までの生活習慣づくりなどを推進してきたところである。

本検討委員会においては、共働きや経済的な問題などで家庭生活に余裕のない保護者への対応や、「家庭教育支援チーム」型の支援を更に普及させるための方策など、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 全ての親の学びや育ちを応援するための方策に関する検討
- (2) 「家庭教育支援チーム」型の支援を全国に普及させるための方策に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項¹⁹

ここでは「家庭教育支援チーム」の活動の一層の充実などの具体的方策の検討が目指されていた。この検討会は2017年1月に「家庭教育支援の具体的な推進方策について」をまとめた。その中から先ず総論の部分を抜粋する。

〈家庭教育支援の意義について〉

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかり築くことがあらゆる教育の基盤として重要である。父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとされている。

しかし、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど家庭教育を行う困難さが指摘されている。さらに、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されている今日の社会は、家庭教育を行うことが困難な社会といえることができる。家庭環境が多様化している中で、子供が学校生活に容易に適應できないといった困難を抱える家庭が増えていることも指摘されている。と同時に、家庭教育において学校教育の前段階としての役割を果たすことが求められるなど、家庭教育への期待は高い状況にある。

家庭教育支援は、広く全ての家庭の家庭教育の試みに対する応援としてのユニバーサルな展開と、同時に困難を抱えた家庭のそれぞれの個別の事情に寄り添う支援が求められている²⁰。

〈親同士の交流について〉

家庭教育の第一義的な責任は保護者にあるが、十分な経験もなく身近に相談できる相手に恵まれない条

件の下で、保護者が家庭教育の主体としての役割を十分に果たすことができると判断してしまうことは現実的ではない。むしろ当初は未熟でありながら、徐々に親としての学びを積み重ねて成長しながら子供と向き合い、家庭教育を試みていくと捉えることが必要である。

身近に相談できる相手を見つけることの難しい親が、悩みや困難を抱え込むことなく親として成長していくことを促すためには、行政からの一方的な情報の伝達だけでなく、交流の中で悩みや疑問を共有しながら学び合い仲間として共感することのできる、親同士の交流の場を設定するなどしていくことが有効である。(中略)

つまり、孤立した子育てではなく、他の子育てを知り、時には協働することで、子育てに幅と広がりがあり、子供の育ちを豊かにすることができる²¹。

その上で、活動の種類を以下のように例示している。

〈考えられる活動の種類〉

①総合型（例：和歌山県橋本市、愛媛県大洲市）

多様な地域の人材がそれぞれの専門性とネットワークを生かして、講座の開催、家庭訪問、相談対応、広報等総合的な活動を行っている。

②講座型（例：千葉県千葉市）

学校行事やPTA活動に併せて「家庭教育支援チーム」が出向いて講演・講座を実施し、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供することにより、「家庭教育支援チーム」の存在を知らせ、保護者からの相談対応や交流につなげている。

③拠点型（例：宮城県石巻市）

託児付きの親学び講座や親子で一緒に楽しめる活動を行い、親同士や家庭教育支援チーム員とも交流できる場を提供している。

④訪問型（例：和歌山県湯浅町）

ケース会議等で支援の役割連携を確認した上で家庭教育支援チーム員が家庭に訪問し、子育てに関する不安や悩み等の相談対応を行っている²²。

この中で力を入れていると見られるのが訪問型であり、図1のようなパターンが示されている。

「ユニバーサル型」「ターゲット型」「ベルト型」「エリア型」であり、状況に応じた適切な方法を選択することを求めているが、いずれの場合も、保護者との人間関係を築くこと、個別の問題に対しては専門家の対応を仰ぐことが強調されている。

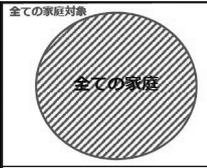
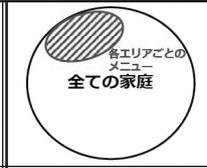
			
ユニバーサル型	ターゲット型	ベルト型	エリア型
「面」の支援	「点」の支援	「帯」の支援	「区」の支援
全戸訪問（全ての家庭を訪問の対象とする）を行う。	具体的な課題を抱える家庭を訪問の対象とする。	対象年齢を限って全戸訪問を行う。	地域ごとの特徴に応じた訪問支援のメニューを設定する。
○ メリット ・ 全戸訪問のため保護者に受け入れやすい。 ・ 問題の未然防止、早期発見につながりやすい。	○ メリット ・ 家庭の問題状況に応じた支援ができる。 ・ 課題が明確で訪問支援員の専門性を発揮しやすい。	○ メリット ・ 対象年齢の家庭にはユニバーサル型支援のメリットを活かせる。 ・ 相談内容の事前想定が容易。 ・ 乳幼児健診のように支援対象者別のスクリーニングが可能。	○ メリット ・ 自治体内の実態調査の結果等のデータを活用し実状に応じた支援が行いやすい。
○ デメリット ・ 規模の大きな自治体で行う場合の財政的負担、訪問支援員の確保が課題。	○ デメリット ・ 受入れ側に具体的な課題がないと動きにくい。 ・ 問題解決型の支援になりがちで、家庭教育支援の領域での対応が難しい。	○ デメリット ・ 対象となる年齢が限定される。 ・ 必要に応じて継続的支援につなげる体制が求められる。	○ デメリット ・ 対象地域の受入れ体制を構築する必要がある。 ・ 支援メニューを個別に設定することが必要。
○ 先行事例 ・ 和歌山県湯浅町 等	○ 先行事例 ・ 大分県別府市 等	○ 先行事例 ・ 大阪府大東市 等	※都道府県内の特定の自治体で実施、市町村内の特定の校区で実施（※国では、割増指標（地域の貧困の水準を指標化したもの）を用いたエリアマップを作成して関係者が共有することで地域の特性に応じた支援を展開している）

図1 訪問型家庭教育支援の類型化に係るイメージ図
「家庭教育支援の具体的な推進方策について」²³

以上の経過を経て、家庭教育支援は、家庭教育支援チーム（とりわけ訪問型家庭教育支援）が、一つの柱となってきた。これを具体的に進めるマニュアルとして『「家庭教育支援チーム」の手引書家庭教育支援チームは身近な地域の子育て・家庭教育応援団！』（2018年11月）が刊行された。

3 文部科学省の家庭教育支援政策について

家庭教育支援条例や家庭教育支援法案に批判的な立場から、家庭教育支援チームが国家による家庭への介入であるとする批判も出されている。そこでは条例・法案と家庭教育支援チームが一体のものと捉えられている。

例えば、訪問型家庭教育支援での「全戸訪問」について、教育社会学者の本田由紀は2017年に以下のように批判している。

すでに国による「家庭への介入」は肅々と進められているということです。この法律〔家庭教育支援法引用者〕ができることで介入が始まるのではなく、すでに進んでいるさまざまな動きが、法的な根拠のもとでより表だって進められるようになる、と考えるべきだと思います。

たとえば、今年〔2017年 引用者〕1月に文部科学省が出した、平成28年度家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会の報告書には、具体的な家庭教育支援の推進策として、「家庭教育支援チーム」による「全戸訪問」が挙げられています。

この「家庭教育支援チーム」というのは、すでに活動している地域も一部あるのですが、教員OBやPTA、民生委員、保健師や臨床心理士といった専門家など、地域のさまざまな人たちによって構成されるもの。そ

の「支援チーム」による、乳幼児や学齢期のお子さんのいる家庭への全戸訪問が、家庭教育支援の「推進方策」の柱として挙げられているんです。私は、これは非常に怖いことだと考えています。(中略)

一応「それぞれの家庭の事情に配慮して」とは言っていますが、そんな「配慮」が、全国津々浦々でさまざまな人から構成されたチームのすべてに行き渡るとはちょっと思えません。部屋にまで入ってこられて「散らかってますね」なんて言われたら、どうですか？あるいは、文科省が「早寝早起き朝ごはん」を「国民運動」として推奨しているように、食事や起床時間などについて指導されるかもしれないですね。(中略)

家庭の外にある拠点で相談に乗るというのならまだ家庭の構成員にとって自由度がありますが、全戸訪問ですから…。プライバシーも何もなく、子どもをもつ国民全員が絡め取られていくことになります。ただでさえ家庭のことを担うのは女性、という意識の強い日本ですから、女性への負担もさらに大きくなって、ますます「女性の活躍」なんて難しくなるんじゃないでしょうか。²⁴

ここでは家庭教育支援チームが家庭教育支援法の具体化であるという前提で批判されている。しかし筆者は、条例・法案と文部科学省の家庭教育支援政策・家庭教育支援チームが一体のものであるとすることはできないと考えている。これまでの文部科学省の立場は、男女共同参画社会を志向し、子どもの権利やワーク・ライフ・バランスなどを考慮してきたものである。また家庭の自主性・主体性にも最大限の配慮がなされてきた。それに対して条例・法案の背後にある「親学」は、男女共同参画や子どもの権利に否定的であり、両者は基本的な立場を異にすると考えられる。

これに付随的な「状況的証拠」として挙げられるのは、本稿で見た報告書には、「家庭の教育力」という表現がほとんど見られないことである（用いられる場合は、否定的な紹介であったり、別の資料からの引用であったりする）。これは「家庭の教育力」や「家庭の教育力の低下」という問題意識自体を排除していることを示しているのではないだろうか。つまり家庭教育は個々の親の力量によって行われるべきものではなく、はじめから社会との共同作業である、という立場を取っているのではないか。

もちろん行政の意思がそのまま実現するわけではない。また支援者の善意や熱意が家庭への介入や押しつけにつながり、実際の活動の場面では批判されるような状況が起こる危険性もある。

この問題に関して朝日新聞記者の杉原里美は「現場を取材した限りでは、文科省が進める『家庭教育支援』は『親学』とは一線を画し、家庭への価値観の押しつけにならないような配慮が見られる」とした上で、「今後『支援』の名の下に、『あるべき家庭教育の姿』を押しつけられはしないだろうか。市民の側が、国と家庭との線引きをしっかりとチェックする必要がある」と述べている²⁵。

家庭教育支援政策を実践するのは市民（住民）であり、市民（住民）の意識と行動が、政策のあり方を決める鍵になると言えよう。

おわりに 「家庭教育支援」と「子育て支援」

「家庭教育支援」と近いものに「子育て支援」がある。大きくは教育分野（文部科学省・自治体の教育委員会など）と福祉分野（厚生労働省・自治体の福祉関係部局）の違いとなる。この違いについて宮城県の資料は以下のように整理している。

「家庭教育」とは、家庭内で行われる教育的行為のことであり、一生涯にわたり、発達段階・年齢等に応

じ、自らの資質向上のために継続的に学習するという「生涯学習」の一つである。たとえば、親が子どもに対して行う“しつけ”などがあり、親や保護者が子どもに対して施すものである。

そして、「家庭教育支援」とは、それを「支援」ということであり、その対象は親（保護者）になる。

子育て＝自分育て＝親自身の学びを支援すること

つまり、教育分野が行う「家庭教育支援」は、親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援することである、成人教育の一つの領域である。

子どもとその親を対象とした体験学習の機会提供、「親の学び」の提供、公民館・福祉施設で行われる家庭教育学級等をさす。

児童福祉・厚生分野が行う「子育て支援」は、主に乳幼児をもつ保護者を対象としており、子育て支援サービスが中心である。また、いじめ、引きこもりなど問題を抱える子どもへの支援や虐待から子どもを保護する支援など、子どもに対する直接的な支援が行われている。

たとえば

※子育て家庭への支援

①相談支援体制の充実・強化 ②子育て家庭の経済的負担の軽減

※子育てと仕事の両立支援

①多様な保育サービスの充実 ②職場環境と労働条件等働く環境の整備

※援助を要する子どもたちへの支援

①虐待、いじめ、不登校の子どもたちに自立支援策の推進 ②母と子の健康づくりの支援

つまり、親が子どもを育てるために必要な資金や教育能力を行政等社会全体で財政的・教育的・福祉的に支援することをいい、児童手当、育児休暇、公民館・福祉施設で行われる乳幼児学級等をさす²⁶。

ここでは、対象・目的・内容の面からの違いが示されており、家庭教育支援は成人教育の一領域であるとされている。ただ当然ながら、両者は密接に関係しているものであり、文部科学省と厚生労働省は連携の在り方を議論している。例えば「教育・福祉の連携・協力推進協議会」が2018年7月に発足し、「教育・福祉の連携・協力事例集」（2018年7月 改訂版2019年8月）が、文部科学省・厚生労働省によりまとめられている²⁷。

「家庭教育支援」と「子育て支援」という枠をはずした総合的な「子ども・保護者支援」が必要であるとしても、行政の枠組みやこれまでの経緯を考えると、とりあえず枠を認めた上で、連携・協力体制を築くことが重要である。

その中で家庭教育支援のあり方を今後とも考えていきたい。家庭教育支援が成人教育の一部であるとするれば、例えばアメリカの成人教育理論家のマルコム・ノウルズ（Malcolm S. Knowles 1913年～1997年）が提起したアンドラゴギー（Andragogy）における、self-directed learner（自己指導能力を備えた学習者）の理論などを参考にしながら、親の学びのあり方を論じることができるのではないだろうか。今後の課題としたい。

後注

- 1 その批判は、条例や法案を推進する側が教育基本法改定を進め、さらには憲法第24条の変更を目指す立場であるとして、それらの問題と関わらせたものとなっている。
- 2 鹿児島県いちき串本市教育委員会「みんなで支える家庭教育支援事業～家庭教育支援チーム（ほっとルーム）の取組」『教育委員会月報』65巻11号2014年2月pp.107-110
和歌山県橋本市家庭教育チーム・ヘスティア「子育て支援のあるべき姿を追い求め—ヘスティアの活動から」『月刊社会教育』60巻8号2016年11月pp.11-15
本村めぐみ・水田恵美「学校を拠点とした「参画型市民社会」の形成」（『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』No.20 2010年pp.15-21）
- 3 1980年代以降の家庭教育政策の動向については、拙稿「改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—」昭和女子大学近代文化研究所『学苑』2018年3月929号 pp.1-26を参照されたい。
- 4 教育振興基本計画は、改定教育基本法第17条で規定されており、政府として作成するものである。これまで三回作成されている。第一期（2008年、対象期は2008年から2012年）、第二期（2013年 同2013年～2017年）、第三期（2018年 同2018年～2022年）である。
- 5 教育振興基本計画（第一期）（2008年7月1日閣議決定）p.17
（http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afiedfile/2013/05/16/1335023_002.pdf2019年8月10日参照）
- 6 教育振興基本計画（第二期）（2013年6月14日閣議決定）pp.67-68
（http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afiedfile/2013/06/14/1336379_02_1.pdf2019年8月10日参照）
- 7 教育振興基本計画（第三期）（2018年6月15日閣議決定）p.60
（http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/06/18/1406127_002.pdf2019年8月10日参照）
- 8 「生涯学習局」は1988年にそれまでの「社会教育局」の改称により発足し、2001年の省庁再編に際して「生涯学習政策局」として文部科学省の筆頭局となった。
- 9 総合教育政策局には男女共同参画共生社会学習・安全課が置かれている。家庭教育支援室はこれまでは男女共同参画学習課に置かれていたが、再編後は地域学習推進課に属することになった。
- 10 http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki/daijin/tokai/07122713.htm（2019年9月2日参照）
- 11 ここで述べたのは国レベルについてである。2007年以前にも、自治体などのレベルで「家庭教育支援チーム」が置かれ、それを文部科学省が政策として採用した可能性は十分に考えられる。
- 12 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/07092812.htm（2019年8月10日参照）
- 13 生涯学習政策局長決定（2011年5月23日）「家庭教育支援の推進に関する検討委員会設置要」
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1307000.htm2019年9月1日参照）
- 14 「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」p.5
（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf
2019年9月1日参照）
- 15 同上p.7
- 16 生涯学習政策局長決定（2013年9月19日）「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会設置要綱」
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/attach/1341477.htm2019年9月15日参照）

- 17 生涯学習政策局長決定（2015年6月23日）「家庭教育支援手法等に関する検討委員会設置要綱」
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/07/attach/1359609.htm2019年9月1日参照）
- 18 「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き（ポイント）」
（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afldfile/2016/03/28/1368962_01.pdf
2019年9月22日参照）
- 19 生涯学習政策局長決定（2016年6月23日）「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会設置要綱」
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/attach/1373823 2019年9月1日参照）
- 20 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」p.2
- 21 同上p.4
- 22 同上pp.11-12
- 23 同上p.15
- 24 「本田由紀さんに聞いた（その1）：国家による「家庭への介入」がはじまっている」『マガジン9』2017年7月26日（<https://maga9.jp/interv170726/>2019年9月2日参照）
- 25 杉原里美『掃除で心は磨けるのか いま、学校で起きている奇妙なこと』（筑摩書房 2019年）pp.123-125
- 26 宮城県「平成24～26年度協働教育推進総合事業『家庭教育支援報告書』」2016年
p.5 <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/313523.pdf>（2019年9月1日参照）
- 27 この協議会は教育再生実行会議第10次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（2017年6月）において「教育・福祉の連携・協力」が謳われたことを受けて文部科学省が置いた協議会である。現在の教育政策の主導権が文部科学省よりも官邸にあることの一例でもある。

